

都市における貧困層の一集団の形成に関する研究

——バート・タイマーの場合——

江 口 英 一
今 橋 光 代
井 上 峰 子

第一章 調査のスケジュールについて

一、研究の目的

この報告は、貧困層の形成過程に関する研究の中の、一つの特殊研究をなすものである。その意味で、全体の研究の中間報告であるともい得る。貧困層全般の形成過程（その意味についてはのちにのべる）については、英国の研究史上の古典、例えば、ブリス、ラウントリーの雄大で総合的な研究があり、日本の現在については、比較すべきではないか、例えば、東大社会学研究所における研究「都市における貧困層の分布と形成に関する一資料」(一)(二)（社会科学研究第八巻一号、第十二巻二号）等

がある。ここではのちにのべる理由によつて知識層の貧困層の一集團と考えられる「パート・タイマー」の形成過程について報告をする。

ここで明らかにしようとするのは、つぎの二点である。

1、パート・タイマーの世帯は、いかなる社会階層から、没落、転落してきたか

2、パート・タイマーの世帯は、生活歴における家族再生産上のいかなる時期において、没落、転落してきたか

である。という意味はこうである。1、は没落又は転落の社会的要因を反映する。没落の経路を階層間の移動としてとらえた分析がそれである。2、は没落又は転落における世帯内に生じた原因を反映する。もともと我々の社会において一定の社会階層に属する世帯を貧困化させ、貧困層として没落させる原因には、世帯内の原因と世帯外に生ずる原因と二つがあると考えられる。

これは構造的に作用して一定の層を貧困におとしいれると考えられる。そして一定の社会階層にはそれぞれ特殊な原因の構造がある。

つぎに我々は現代の課題である知識層の没落と転落、そして貧困な知識層は、以上の二点についていかにして形成されるかを解こうとする。ここで知識層のメルクマールとしては学歴をとつている。知識層一般についての論はこゝでの課題ではない。しかし、いわれているように、現代においては義務教育課程以上の学歴をもつものの大きな過剰が、明らかに存在する。だから、知識層問題は、すなわちその雇用問題にあるといつても言いすぎではないと思われる。そのような知識層の貧困化の問題は現下における社会問題の一つのキー・ポイントであると考ええる。パート・タイマー形成の母集團はこゝでいう知識層であると考えられる。それはのちに見る諸表によつても知られるところである。

二、作業のための仮説

まづ貧困なる概念についてつぎのように考える。即ち、我々は貧困一般なる概念は、現状分析が課題であるところのここでは、有意味ではあり得ないと考える。貧困の持つ真の意味は、各貧困グループによつてちがっているからである。ここでは、世の絶

対的窮乏化論と我々とはいわけ何の関係もない。ここでは「富の蓄積と貧困の蓄積」という場合の貧困を問題にしてはいない。それにしても「富と貧困」なのであつて「資本主義と貧困」というような、あいまいな意味で語呂合わせ的な言葉はさげたいと思う。われわれは高度に抽象的な概念を、反省もなく現状分析に無理々々適用する程のドンキホーテであるには、勇気がない。またそれ程馬鹿でもない。以上のような形式的な頭脳は、学校の講壇などに多い。

第二に、前述のように貧困の根本的原因についての原理論をこゝで現状分析に直ちに適用する考えはないが、それについては、社会保障講座第四巻「失業保険」(江口執筆)で我々の考え方を一部明らかにしたから、ここではのべない。我々の作業のための必要な理論は第二章で展開されている。

三、資料

④ 対象の選定と調査期日

資料は、東京都中心部のある公共職業安定所簡易職業紹介課(パート・タイム課)において使用されている、求職カード、求人者表、及び個人別就労状況記録によつてゐる。

求職カードは、昭和三十四年六月三十日以前に登録され、且つ、七月三十一日現在有効のカード一七四三枚を対象とし、二分の一抽出により、登録奇数番号を選んだ。このカードは三ヶ月を限度として整理されるもので、三ヶ月以上パート就業したものは、常用就職とみなされ、又三ヶ月以上出頭しないものは、長期不出として、デッド・カードの取扱いをうけ、無効となる。この調査では、転記カードの写取りが八月上旬までかかつたため、七月三十一日現在有効であつたカードの内、一部デッドになつたものがふくまれる。又、カードのうち(早)とあるところの、早朝清掃については、公共事業の一種であつて、家族状況前歴などの記入がないため除外した。

以上の結果、選ばれ転記されたカードの実数は六百二十一枚であつた。

求人者については、求人票にまでさかのぼらず、それを一覧表にした求人者表を転記した。

個人別就労状況については、求人票にかゝらず全数についての記録を書き写した。

以上のようなのであるが、以下の分析は、ここでの課題の性質により、求職票の分析に集中され、必要に応じて、求人者表一覧、就労状況一覧を参照し、求職票番号によつて個人別の番号と対照し、ぬきとり分析することとした。

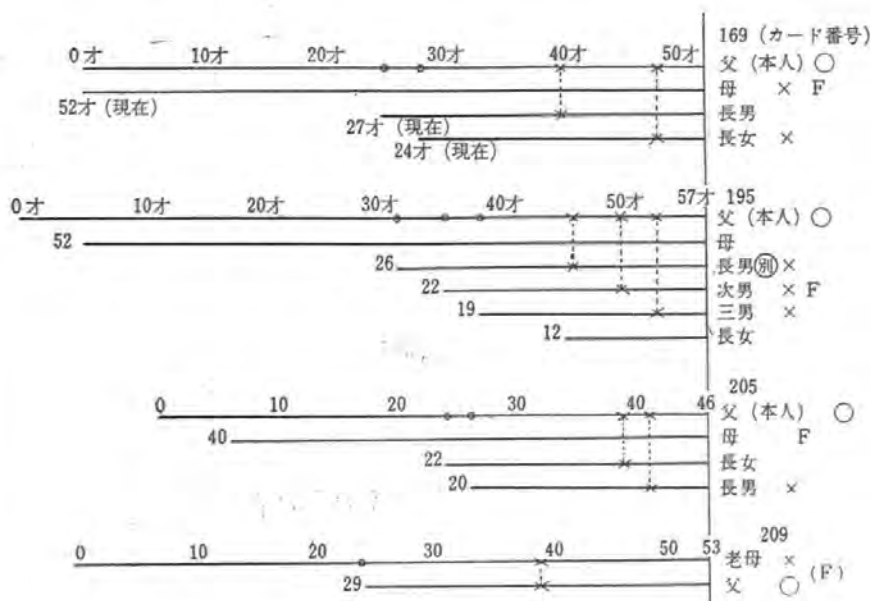
以上の対象は男子のパート・タイマーである。それは貧困の分析が世帯の分析に基礎をおいていることと、この安定所の資料が男子のみであったことによつてゐる。女子のそれはいづれ分析してゆき度いと考へる。

調査を実施した期間は、昭和卅四年七月十日より八月十三日までであり、集計分析したのは十月下旬から十二月初旬までである。

㊦ 調査項目及びその転記強弱

求職票の転記カードの様式及びその記入状況はつぎのようである。調査項目はそれに表示されている。

氏名	283	年齢	住所		中野区打越町6番地地家	配偶者	扶養家族	人数	失保	有・無
			48才	住						
通職	1 経理事務	2 毛筆	3 350	健康	強・中・弱	(有)	無	2	3年	月間
学歴	(旧制) 小・中・高 新制 大(卒業) 卒(業) 卒(業) 卒(業) 卒(業)	所在地又は住所	就職に關する 教育訓練、最終學歷	退期	職種	職	仕	事	の	内
職歴	主 雇	所在地又は住所	就職に關する 教育訓練、最終學歷	退期	職種	職	仕	事	の	内
職業の前歴	日本郵政保全(株) 同 敬徳管財事務所 厚生省 濱州化学工業株式会社 濱州国経済部 関 東 局	新宿区 千代田区 大 連 奉天、新京、 奉天、承德 大連、奉天、 新京	27年7月 30年5月 22年5月 27年6月 16年6月 20年8月 12年7月 16年7月 3年11月 4年3月	2年2月 11年4月 4年2月 3年3月 3年3月 3年3月 7月7月 12年7月 16年7月 3年11月 4年3月	一般事務	人事管理及び庶務	予算編成及び庶務	企業予算經理	稅務予算人事行政	専売、官庁經理
					25,000 (35,000)	4号	800	450	210	〃



(注) (1) ×印及び長線は家族が15才に達した時の世帯主年令の關係を示す。線上の○印は子供出生時の世帯主年令を示す。
 (2) 図の右側の○印はパート就業者、×印は他職種の就業者。

第二章 資料の整理について

本章は第一章の一部を示すものであるが、作業上の理論仮説たるものでもあり、また分量としても、大きくなつたので、独立した章として序述する。

一、社会階層区分及び序列

ここで社会階層とは、社会階級上の地位をひとしくし、その労働及び生活の態様をほぼ等しくすると考えられる集団のことをいう。それを大きく三つに分けた。即ち被用者階級、自営業主層及びその家族従事者、使用者階級、の三集団がこれである。しかしこの他にそのいづれにも一応属しないものとして無業者層なるものを便宜上もうけた。これは内容を最密に検討すれば上記の三つの何れかに所属せしめ得るものであるが、一応それぞれの階級の依存者の層として考え、別とした。これらの三大社会階級を以上にかいた考え方にしたがつて二十九の階層に分類した。無業者層を一括して一つとしたため実際には三〇個の社会階層に分れたこととなる。

それはつぎのとおりである。

社 会 階 層 区 分

階級名	階層番号	階層名	例
1級用者階級			
1	1	単 純 勞 働 者	雑役人夫、土工、現場清掃人、荷造り発送人夫、留守居役、血洗い、呉服夫、配達人夫 新聞発達、守衛、小使い、学校給食夫、倉庫監視人、警備員、球場整理員、管理雑役 ボイラーマン、冷凍機作業ボーイ、製パン工、製菓工、皮革加工及び雑役、製箱工、 紙器工、フライイン包装、玩具修理検査工、木工、プラスチック製造工、合板工、 メッキ工、ビニール工、製ビロン工、インキ調合、青写真焼付工、タオル張(女子内職) 植字工、文選工、印刷工、製本工、製本製理
2	2	勞 働 者 下 (※女子内職を含む)	セルルスマン、集金人、保険外交員、不動産関係契約員、商品外交員、得意先まわ り販売員
3	3	印 刷 関 係 工 員	自動車運転手及び助手、運送夫
4	4	集 金、外 交 員	郵便局員、通信員、電々公社通信員
5	5	道 路 運 輸 従 業 者	機関士、駅務従業員、信号手、車掌、都電車掌及び船員
6	6	通 信 業 従 業 者	新聞記者、業界新聞記者、ニュースカメラマン、撮影隊音係、プロデューサー、日本 包装ダイエムス記者、デパート新聞記者、日本経済新聞記者
7	7	鉄 道 関 係 及 び 船 舶 関 係 従業者	鑄造工、モーター組立工、電工、ラジオ組立工、製品修理工、ストーブ組立工、カメ ラ組立工及び検査工、製品検査工、ラジオテレビ修理工、実験助手、部品工、フライン グ仕上げ工、エンヤ工、圧延工、旋盤工、ボーリソング、ツヤーリソング、プレス工、メ リヤス針工、仕上げ工、カセインソーダ製造、紡績工、薬剤助手、カーバート、アル ミの製練、機械工、ソチズソ工
8	8	報 道 関 係 従 業 者	倉庫事務員、料理店の経理事務員、小企業の事務員、問屋経理事務員、雑役事務員、 会計事務所事務員(中等)、印刷業事務員、運送一般事務及び発送事務員、鉄工資材発 送係及び事務員、工作事務員、調査事務員、不動産一般事務員、計理事務所事務員、 資料、宣伝広告事務員、代書人、製品検査事務員、観光業事務員、劇場事務員、電話 作家、マキ、イチロー一民の原稿整理
9	9	勞 働 者 上	
10	10	下 層 事 務 員	

示 (呼び名を用いた)

11	一般俸給被用者	<p>会計事務員、銀行員、銀行書記、デパート店員、交通関係事務員、経理事務員、営業事務員、協同組合事務員、翻訳、通訳、特約代理店主、政党事務長、食糧公社事務員、計理事務所事務員、交通公社事務員、中島飛行機、会計事務員、榮議員秘書団、販売事務主任、船舶運営事務長</p>
12	役付俸給被用者	<p>農協参事、理事、取締役、社長、課長、駅長、助役、銀行支店長、商工会議所理事、事務局長、厚生課長、工場長、経理課長、協会々々長、貿易会支店長、製麻工場長、総務部長、営業課長、主事、専務理事、資材部長、支配人、朝鮮放送局長、郵便局長、船長、水産試験場長、華北輪船天津支店長、新聞社支局長、公民館主事</p>
13	公務員	<p>国家公務員、地方公務員、官公立学校事務員、専売公社々々員、警視庁特高、防衛庁兵庫渠総務部、地方課、都立駒込病院、法務省、農林省、厚生省、税務署々々員、裁判所、巡査、都建設局、都労働局失業対策課、八王子職業安定所、都人事委員会、濱州園經濟部、最高裁判所、福島地方裁判所、通産省、専売公社熊本地方局、熊本役所、消防署々々員、大分市役所、浜各区役所通産事務官、特別調達庁、立川職業安定所都主税局、満州園税関官吏、自衛隊</p>
14	技術者	<p>薬剤士(被用のもの)、設計測量技師、官庁技師、製図師、機械技術者、統計技術者、建築設計、衛生検査工、化学薬品製造、蛋白質一般細菌学研究、N・H・K技師員、ラジオキヤビネットのデザイナー、※ マイニスト、美容師、洋教師</p>
15	教師	<p>小学校教員、中学校教員、助教員、珠算学院教師</p>
16	一般商店々々員	<p>販売店々々員、新聞販売所店員、小売商店々々員、呉服店々々員</p>
17	飯食店々々員及びサービス業従業者	<p>コック、コック見習、食堂係、給仕、バーテン、ウェ이터、餃子製造、調理士</p>
18	パートタイマー	<p>〔事務及び軽労働〕 梱包雑役、文房具店事務 一般事務、株式事務</p>

Ⅰ 自営業主層
及
家族従事者

1	一般物品販売小売店主	玩具小売、電気器具販売店主、洋裁器具販売、雑貨商、石炭燃料、鞆類、洋品、ペー リンツ販売、古物商、陶器商、髹絵商
2	食糧及び米酒屋服類 販売小売店主	菓子商、肉屋、あげものの屋、魚商、青物小売、海産物商、米屋、呉服店、雑穀飼料
3	飲食店々主	中華ソバ、酒類及び簡易な料理
4	行商露店商	中華ソバ屋台売り、フイヌクリーム、焼いも、紙芝居、自転車部品行商、空くじ売り
5	建築関係職人	大工
6	建築関係以外の職人	注文服仕立て、パン粉業、製箱業、染戸業、靴職
7	農業	農業、林業、生花業
8	自由業	薬高経営、能楽師、書道教授、家庭教師、演出家、医師、馬飼業、書道業、株式業、 写真屋、弁慶士、住職

Ⅱ 使用者階級

1	工業経営者	電気請負業主、製箱業主、出版業主、フイソヤツ製造業主、食料品製造業主、醬油醸 造業主、軍手靴下製造工場主、自動車修理工場、ミソソ修理販売、印刷業、菓子製造 建築請負業主、飲料水製造、フリンツ業、富士精工、建築業
2	小工業主	質商、木村業、運送業、クリーニソツ業、海産物卸、魚市場、ネクタイ及び洋傘卸 旅館経営、織雜問屋、釣道具卸商、塩醬油及び佃煮卸
3	商業経営者	※ 美容院、
1	新業者	不動産
2	失業者	
3	恩給科子その他寄生者	
4	学生及び浪人中	
5	無職(前職なし)	
6	旧日本軍関係	

【注】 ※ 家族員(女子)の就業の時の女子のみの例示

以下にその説明をしておく。

- 1、単純労働者。筋肉労働者で、熟練を要しない。就業が恒常的でなく日々かわるのが原則である。日払を原則とし低賃金である。
- 2、労働者下。筋肉労働者で仕事は恒常的。熟練を要しない。ある程度の熟練を要するものでも、きわめて零細企業の労働者は、この項に入れる。
- 3、印刷関係工員。印刷関係工員が数として多いため、独立させた。
女子労働者は、技能者でないかぎりここへ入れる。
- 4、集金外交員
- 5、道路運輸従業者
- 6、通信業従業者
- 7、鉄道関係及び船舶関係従業者
- 8、報道関係従業者。数が多いため、一般被用者から独立させた。
- 9、労働者上。熟練・半熟練の小企業労働者及び中規模企業以上の工員をふくめた。
- 10、下層事務員。小企業の事務員及び大企業の臨時的（但し三ヶ月以上）事務員。
- 11、一般俸給被用者。中及び大企業の事務職員。
- 12、役付俸給被用者。課長以上の役付の事務従事者及び技術者。事業所の規模を問わない。
- 13、公務員。技官をのぞく。
- 14、技術者。技術者で官吏であるものはここへ入れる。
- 15、教師。学校令によらぬ塾の教師でも、収入が内職程度より大巾に多いと思われるものはここにふくめる。
- 16、一般商店々員
- 17、飲食店々員及びサービス業従業者
- 18、パート・タイマー。事務的仕事で、日々やとわれるもの。同一事務所三ヶ月以上使用されない。
- 19、一般物品販売小売店主
- 20、食糧及び米・酒・呉服販売小売店主

社会階層序列
(番号の若い程下位)

30. 工業経営者
29. 商業
28. 役付俸給被用者
27. 自由業主
26. 小工業主
25. 飲食店主
24. 一般物品販売小売店主
23. 食糧及び米・酒・呉服類販売小売店主
22. 農業業者
21. 教師
20. 技術者
19. 一般俸給被用者
18. 公務員
17. 旧日本軍関係者
16. 報道関係従業者
15. 下層事務員
14. 道路・運輸従業者
13. 鉄道関係及び船舶関係従業者
12. 通信業従業者
11. 印刷関係従業者
10. 労働者上
9. 建築関係職人
8. 建築関係以外の職人
7. 集金外交人
6. 一般商店々員
5. 労働者下
4. 飲食店々員及びサービス業従業者
3. 行商・露天商
2. 単純労働者
1. パート・タイマー
0. 無職

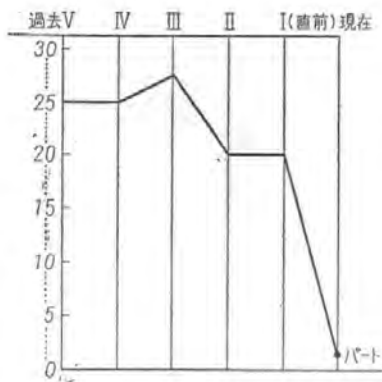
21. 飲食店主
22. 行商・露天商
23. 建築関係職人
24. 建築関係以外の職人
25. 農家。農林業主を一括する。
26. 自由業
27. 工業経営主。使用人十人以上の工場主。家族労働を含みぬ企業。
28. 小工業主。使用人十人以下。職人的自営業層より規模大。
29. 商業経営主。商業的賃労働者を用いるもの。規模五人以上程度。
30. 無職。

以上の三十の階層は、つぎのように序列化される。この序列は生産関係上の地位と生活水準上の地位を組み合わせたものである。資料の関係上それを実証してはないが、この種の従来の研究の成果と、我々の総合的考察によつて序列づけられたものである。それはつぎのとおりである。

この序列は貧困層の所在を示すものでもある。縦に列べられた、より下位のもの程貧困であり、なお、その中に典型的(階層

として具体化された) 貧困層が存在する。貧困層と貧困な社会階層を一致させた場合それは、ほぼ、7、集金外交人以下と考へ得るのであろう。

Ⅳ過去において何回か階層間移動又は没落を経てきているものは、つぎのようにあらわされる。この場合没落とは、貧困な社会階層への流入を意味する。



二、階層移動

没落のための段階区分又は家族再生産過程上の段階区分について

家族構成をつぎのように区分する。これは階層間移動及び没落の家族再生産過程上の段階区分をなすものでもある。

まづ家族構成について。

家族構成を統柄と労働力上の性質(年令による)によつて区分する。統柄とはここでは父母又は既婚男子又は女子、その父母は年令男子六〇才以上女子五五才以上を限つて、老令者として一括する。その子供は、年令十五才を限つて、それ以上を生産年令者、それ以下を非生産年令者とする。なお一世帯に二夫婦あり、しかも老令に達しない生産年令者の場合は男・妻という様に示す。最後のものを除外すれば

組合せは六三個ある。最後の、変形の場合は実際にあつた組合せのみを示す。六十三個の組合せはつぎのようである。

- 1、父既婚者のみ。
- 2、母のみ。
- 3、生産年令者男子のみ。
- 4、生産年令女子のみ。
- 5、非生産年令者のみ。
- 6、老令者のみ。
- 7、父及び母のみ(若夫婦)。
- 8、父及び生産年令男子。
- 9、父及び生産年令女子。
- 10、父及び非生産年令者。
- 11、父及び老令者。
- 12、母及び生産年令男子。
- 13、母及び生産年令女子。
- 14、母及び非生産年令者。
- 15、母及び老令者。
- 16、生産年令男子及び生産年令女子。
- 17、生産年令男子及び非生産年令者。

一世代における家族類型序列

1. { A. 男子 25 才以前で独身
A' 男子 25~59 才で /
-
2. { B. 男子 26~29 才で結婚 (子供無し)
B' B の家族に弟妹の同居
-
3. { C. 父+母+非で非のすべてが小学校入学以前
C' C の家族に弟妹の同居
-
4. { D. 父+母+非で非が小学校入学後から満 15 才まで
-
5. { E. 父+母+生男+生女 (男子 15~25 才、女子 15~21 才)
-
6. { F. 父+母+生男+生女 (男子 26~29 才、女子 22~24 才)
F' 父+母+生男+生女 (男子 30 才以上、女子 25 才以上)
F₁ 父+母+生男+生女 (父 60 才以上、男子 26~29 才、女子 22~24 才)
F'₁ 父+母+生男+生女 (父 60 才以上、男子 30 才以上、女子 25 才以上)
-
7. { G. 父+母+のみ (父 60 才以上)
G₁ 父+母+男+妻+非
G₂ 父+母+男+妻+弟+妹
G₃ 父+母+男+妻+非+弟+妹
G₄ 父+母+男+妻+老+弟+妹
-
8. { H. 父+母のみ (父が 30 才以上、子供なき夫婦)
H' H に弟+妹
- 18、生男+老。 19、生女+非。 20、生女+老。 21、非+老。 22、父+母+生男。 23、父+母+生女。 24、父+母+非。 25、父+母+老。 26、母+生男+生女。 27、母+生男+非。 28、母+生男+老。 29、生男+生女+非。 30、生男+生女+老。 31、生女+非+老。 32、父+生男+生女。 33、父+生男+非。 34、父+生男+老。 35、母+生女+非。 36、母+生女+老。 37、生男+非+老。 38、父+生女+非。 39、父+生女+老。 40、母+非+老。 41、父+非+老。 42、父+母+生男+生女。 43、父+母+生男+非。 44、父+母+生男+老。 45、母+生男+生女+非。 46、母+生男+生女+老。 47、生男+生女+非+老。 48、父+生男+生女+非。 49、父+生男+生女+老。 50、母+生女+非+老。 51、父+母+生女+非。 52、

以下、前記の略号を用いる。

父+母+生女+老。53、母+生男+非+老。54、父+生男+非+老。55、父+母+非+老。56、父+生女+非+老。57、父+母+生男+生女+非。58、父+母+生男+生女+老。59、母+生男+生女+非+老。60、父+生男+生女+非+老。61、父+母+生女+非+老。62、父+母+生男+非+老。63、父+母+生男+生女+非+老。

以上の六十三箇である。實際上、この他の類型としては、つぎの三つがあつた。

- (1)、父+男+妻（父は六〇才以下、男は六〇才以下で、配偶者があるもの）。
- (2)、男+妻+男+妻+生男（二組の若夫婦同居）。
- (3)、父+男+妻+生男+生女+非+老（長男が妻帯している）。

つぎに以上の家族構成を、単婚小家族型の一世代における序列をつくる。すると一二三頁のようになる。

以上の八つの段階のようである。但しHは子供なき夫婦で、老令には至らぬが年令の高い層を示し、Aは独身者で年令の高いものを示す。後者は結婚の引のばしでもある。これらは変形であつて、段階ではないが分析のため重要であるのでここへ特に示した。

三、パート・タイマーの若干の指標と

第1表 パート・タイマーの居住地域の分布

地区名	人数	%		
千代田区	35	6	千代田区	35
豊島区	16	3	豊島区	16
中野区	41	7	中野区	41
練馬区	7	1	練馬区	7
文京区	167	27	文京区	167
港区	5	1	港区	5
目黒区	12	2	目黒区	12
多摩区	6	1	多摩区	6
小金井市	1	0	小金井市	1
立川市	2	0	立川市	2
府中市	2	0	府中市	2
三鷹市	3	0	三鷹市	3
武蔵野市	11	2	武蔵野市	11
横浜市	6	1	横浜市	6
横浜市	0	0	横浜市	0
南多摩市	1	0	南多摩市	1
八王子市	1	0	八王子市	1
合計	621	100%	合計	621

それが知識階級貧困層であることの指標について。

(イ) この調査の基礎となつたパート・タイマーの居住地区を見ると、上の表のとおりである。

この表に見るとおり、調査対象は東京都でも、文京区に中心があり、ここから西部へ山手にかけて拡がっている。いわゆる知識

第3表

パート・タイマーの学歴分布

学歴	人数	%
記入もれ	8	1
新制大学卒+旧制大学	118	19
大学在学中	5	1
新旧制大学中退	35	6
大学卒+√	4	1
大学中退+√	2	0
短大卒+旧専門学校卒+ 旧一般高校卒	50	8
〃 中退	20	3
〃 +√	2	0
専検合格政治大学卒	1	0
新制高校卒+旧制中学卒+ 実業学校卒	300	48
〃 在学中	1	0
〃 中退	14	2
〃 +2	12	2
新制中学+高等学校+ 小学校卒	48	8
〃 +√	12	0
合計	621	99

第2表

パート・タイマーの年令分布

年令	人数	%
記入もれ	6	1
15才未満	15	3
15才~18才	93	14
19才~22才	96	15
23才~25才	146	24
26才~30才	94	15
31才~35才	55	9
36才~40才	35	6
41才~45才	32	5
46才~50才	18	3
51才~55才	17	3
55才~60才	13	2
61才~70才	1	0
71才以上	0	0
合計	621	100

② 年令分布を見るとつぎの表のようである。
層又は中産層の多い地域で、この意味ではこの種労働者の需給の典型的な地域といえるであらう。

やはり若い方に集中しているが、いわゆる学生アルバイトをのぞくなら、その分布は各年令層に分布し、のちに分析されるように壮年層にまで広くひろがっていることが知られるのである。

② 学歴を見るとつぎのように非常に高いことがある。専門学校、短期大学以上が三―四割を占めることは驚くべきであり、高校、旧中学卒は五―六割をしめている。いわゆる労働者の学歴とは異質的であり、パート・タイマーの母体がいわゆる知識層にあることが明瞭に覗えるものである。

③ 六二一ケースを前記の世代上の家族類型に分け、A―Hの世帯について、ランダムにケースを抽出し、昭和三四年五月から六月にいたる個人別の就労状況を示すとつぎの表のようである。

ここには、類型別の差があまり明瞭ではないように見える。何よりもここで指摘しておき度いのは、その就労の個人別の著しい差異である。この中にはつぎのようないくつかの型があるように見える。

就 労 の 型

1.	_____
2.	_____ 不 就 労
3.	_____
4.	— √√ — √√
5.	√√√√√√√√
6.	√√ 不 就 労 √√
7.	√√ 失 保 √√√

(注) √は一日就労。— は一事業所就業期間

この個人別の差異が何から生じてくるかはここでは分らない。指摘できるのは、いづれの型によるにせよ、その不規則性の激しさであり、それが√印の多い一日就労に近づけば近づく程です。更にその間に失業の期間が入り就労は明日の雲行きまかせとなる。その恐威は、家族類型の型によつて異なるであろう。すなわちCD層に最も強いことは確実である。

今、求人票に示された事業所別の資金を合わせて、一ヶ月の収入を計算して見よう。つぎの表のようである。

第 4 表 5 ～ 6 月 (60日間) の個人別収入計算表 總 計 (就労日数)

氏名 (家族類型)	就労日数	日額	合計額
1283 (求職票番)	不明	350円	350 × 51 = 17850円
729	不明	350円とする	350 × 21 = 7350 + 350 × 2 = 700
559	不明	600円	600 × 6 = 3000
1123	不明	350円	350 × 6 = 2100
	不明	340円	340 × 10 = 3400
	不明	350円	350 × 2 = 700
1121	不明	420円	420 × 7 = 2940
	不明	収入なし	
		合計	9140円

A'	949	昭和炭酸	400円	400円×30=	1200円
	791	収入なし			
	1131	不明		350×21=	7350円
	249	興亜火災		350×51=	17850円
	507	収入なし			
B	1389	不明		350×17=	5950円
	893	全牌連	350円	350×25=8750	
		失保	200円	200×8=1600	
		電源開閉	350+20(交)	370×9=3330	
					13630円
C	283	三越	450円	450×18=8100円	
	11	見本市(通駅)	1000円	1000×25=2500	
		三越	350円	350×7=2450	
		小西六(ボイラー助手)	450円	450×31=	22950円
	245	なし			
	877	日本スラソレス	350円	350×2=700	
	905	Mr. Paari	600円	600×1=600	
		不明	350円	350×7=2450	
					3750円
D	113	中央福祉事務所	350円	350×20=7000	
		商工指導所	350円	350×22=7700	
					14700円
	31	千代田税務事務所	350円	350×22=	7700円
	263	三越	350円	350×8=	2800円
	869	不明		350×9=	
	1355	収入なし	350円		3150円

E	135	財務局	360円	$350 \times 25 = 8750$	}	14700円
		千代田滑器事務所	360円	$350 \times 17 = 5950$		
		平川鉄工所 (通計)	1000円	$1000 \times 19 = 1900$		
		観光部	360円	$350 \times 1 = 350$		
		田中事務所	600円	$600 \times 6 = 3600$		
F,F'	121	三越	450円	$450 \times 7 = 3150$	}	27480円
		知事室	460円	$460 \times 3 = 1380$		
		飯田橋職安	360円	$350 \times 19 =$		
		大成社	400円	$400 \times 1 = 400$		
		日本歯科医師	360円	$350 \times 4 = 1400$		
G	1041	ほととぎす	450円	$450 \times 3 = 1350$	}	1340円
		安田生命	450円	$500 \times 12 = 6000$		
		三越	450円	$450 \times 4 = 1800$		
		不明	350円	$350 \times 7 =$		
		重冷工業	400円	$400 \times 3 = 1200$		
H	1113	(きかいものそうじ) 不明	360円	$350 \times 2 = 700$	}	1900円
		田中事務所 (毛筆)	600円	$600 \times 2 = 1200$		
		渋谷吉民	400円	$400 \times 20 = 8000$		
		失保	200円	$200 \times 5 = 1000$		
		取入れし	350円	$350 \times 20 = 7000$		
H	20	中央税務事務所	350円	$350 \times 21 = 7350$	}	14350円
		公報渉外局渉外課	350円			

この表によれば、賃金日額は一般にほぼ三〇〇円—四〇〇円であつて、月収は、就労期間で大きくかわる。仕事は事務的な雑仕事であるが、その他に毛筆による書き仕事、通訳などがある。これらは技能的作業で賃金も六〇〇—一〇〇〇円というように飛やぐ的に高くなる。後者のような場合の者の月収二七〇〇円(二名あり)を除くと、月収は最高で一万八、九千円で、低いものは二、三千円程度である。前者は、それにより家計の大部分を支えているものであろう。その中味の詳細は、資料の関係から、今のところ不明であるが、それは今後の研究において報告したい。

第四章 結果の要約

一、パートタイマーの家族類型

パート・タイマーを貧困な知識層又は知識層の分解・没落型として把握すると、まづここで明らかにしておきたいのは、彼等の家族構成から見た世帯類型である。その分類方法は第二章においてのべたとおりである。つぎの表をみよ。

第5表 家族類型

番号	家族型	実数	%	生男(3番)を 除いた実数	生男を 除いた%	7	8	9	10	11	12	13	14	50	8.1	50	12.1
1	父のみ					母	+	生男						2	0.3	2	0.5
2	母のみ					父	+	生女						3	0.5	3	0.8
3	父のみ	209	33.6			父	+	生女						8	1.3	8	2.0
4	生男のみ					母	+	生男									
5	生女のみ					母	+	生女									
6	老のみ	4	0.6	4	1.0	母	+	生女									

15	母 + 老	1	0.2	1	0.8	34	父 + 生男 + 老	1	0.2	1	0.3
16	生男 + 生女	9	1.5	9	2.7	35	母 + 生女 + 非				
17	生男 + 非	31	5.0	31	7.6	36	母 + 生女 + 老	2	0.3	2	0.5
18	生男 + 老					37	生男 + 非 + 老				
19	生女 + 非					38	父 + 生女 + 非				
20	生女 + 老					39	父 + 生女 + 老				
21	非 + 老					40	母 + 非 + 老				
22	父 + 母 + 生男	18	2.9	18	4.4	41	父 + 非 + 老				
23	父 + 母 + 生女	5	0.8	5	1.3	42	父 + 母 + 生男 + 生女	21	3.4	21	5.1
24	父 + 母 + 非	74	11.9	74	17.9	43	父 + 母 + 生男 + 非	13	2.1	13	3.1
25	父 + 母 + 老	6	1.0	6	0.2	44	父 + 母 + 生男 + 老				
26	母 + 生男 + 生女	8	1.3	8	0.3	45	母 + 生男 + 生女 + 非	2	0.3	2	0.5
27	母 + 生男 + 非	2	0.3	2	0.5	46	母 + 生男 + 生女 + 老	12	1.9	12	2.9
28	生男 + 母 + 老	2	0.3	2	0.5	47	生男 + 生女 + 非 + 老	3	0.5	3	0.8
29	生男 + 生女 + 非					48	父 + 生男 + 生女 + 非	2	0.3	2	0.5
30	生男 + 生女 + 老	24	3.9	24	1.0	49	父 + 生男 + 生女 + 老	6	1.0	6	1.5
31	生女 + 非 + 老					50	母 + 生女 + 非 + 老				
32	父 + 生男 + 生女	4	0.6	4	5.9	51	父 + 母 + 生女 + 非	14	2.3	14	3.5
33	父 + 生男 + 非					52	父 + 母 + 生女 + 老	1	0.2	1	0.3

53	母+生男+非+老	1	0.2	1	0.3	62	父+母+生男+非+老	3	0.5	3	0.8
54	父+生男+非+老	1	0.2	1	0.3	63	父+母+生男+生女+非+老	1	0.2	1	0.3
55	父+母+非+老	10	1.6	10	2.5	(1)	父+男+妻	1	0.2	1	0.3
56	父+生女+非+老					(2)	男+妻+男+妻+生男	1	0.2	1	0.3
57	父+母+生男+生女+非	12	1.9	12	3.0	(3)	父+男+妻+生男+生女+非+老	1	0.2	1	0.3
58	父+母+生男+生女+老	2	0.3	2	0.5	0	記入もれ	48	7.7	48	11.6
59	母+生男+生女+非+老	1	0.2	1	0.3						
60	父+生男+生女+非+老					合	計	821	100.0		100.0
61	父+母+生女+非+老	3	0.5	3	0.8						

※備考 都市社会階層と住宅問題 (1959.7.7) 研究会資料 (附属資料Ⅱ) の分類に基づく。

第6表 典型的家族構成のパートにおける分布比較

21+7	22+23+24+43+51+57	53+55+11+62+63	合計	
パート①	20%	18%	3%	41%
パート②	30	27	5	61
パート③	44	22	16	82

既存資料に上る一般的数字

注 ①は生年男子のみ世帯をふくめた場合で ②③はそれを除いた場合既存資料とは筆者が先に論文「家族構成と生活水準」社会保障講座第1巻所収において分析せるもの。

これまでの研究から、一般に家族類型の集中してゐると推察されている型をとり出し、パート・タイマーの場合を見たとしつゝのようである。それによるとパート・タイマーの場合と全社会階層を合計したもの(表中下欄)との差がかなり大きいことが分る。パートの場合では、若夫婦又はそれに小さな子供のある型は相対的に少ない。子供がある程度成長した中年層以上が相対的に多い。

とを組み合わせるそれは次の表のようである。

第 7 表 欠損による不具化された家族類型の分布

単 身 者 世 帯 (生年男子のみ)	3 (家族番号)	34%
老 令 者	6	1%
主たる稼得者の欠損	12+26+27+28 +35+45+46+53	6%
家事担当者の欠損	9+10+32+33 +34+37+38+41 +48	2%
上二つ共の欠損	18+20+30	4%
計		47%

特徴的なのは、生産年令男子のみの世帯の比重の異常に高いことである。これは必ずしも学卒のアルバイトが多いためとは限らない。ここには学生中のアルバイトは殆んどいない(排除されている)ため、大抵は学校を卒業しても職のない知識層と、一人住いの男子独身層であるということとなる。後者は世帯をもつていないから、そのように届けているものも多いであろう。彼等は別居しているものが多いと考えられる。世帯をもちながら実質的に独身の別居生活をしているが、結婚をおくらせ名実共に家族をもたないものである。その数は全体の三割に及ぶ。

問題は、中間層の一般として、その家族構成が相対的に複雑であることである。それをつぎの第8表によつて見ると、やはり単身者世帯に問題は集中していることがわかるのである。ここでは欠損型としてあげたが、実質上ではそうでないものが多くふくまれていであろう。それを計算にいれても、やはり家族の崩壊の末、一人のやもめ世帯を形造り、事務的雑役にしたがうものが多いことがわかれるのである。

家族類型の上述の分析では、その世帯員数は分らない。そこでつぎにそれと人数

第 表 労働力保有 家族人員別家族類型別世帯数
 (注) カッコ内の1は生産年令男子2又は生産年令女子、3は老令者0は非産者

家族数	生男のみ 老のみ	192	4人家族		
			生男+老+非 生男+生女+非	1	
1人家族	生男のみ 老のみ	1			
2人家族	老のみ	3	生男+生女	4 (2, 2, 0, 0)	8
	生女+老	1	生男+生女+非	4 (3, 1, 0, 0)	3
	生男+老	3		4 (1, 3, 0, 0)	1
	生男+非	15		4 (1, 1, 0, 0)	24
	生男+老	61		4 (1, 2, 0, 0)	2
	生男+生女	12		4 (2, 1, 0, 1)	3
3人家族	生男のみ	5	生男+生女+老	4 (1, 2, 1, 0)	4
	生男+生女	12	生男+生女+老+非	4 (2, 1, 1, 0)	7
	生男+老	4		4 (1, 1, 2, 0)	7
	生男+老	5		4 (2, 0, 2, 0)	3
	生男+老	4		4 (3, 0, 1, 0)	5
	生男+生女+老	8		4 (1, 0, 2, 1)	2

	生男のみ	1		
5 人家族	生男+生女+老	$\left\{ \begin{array}{l} 5 (1, 3, 1, 1, 1) \\ 5 (2, 1, 2, 0) \\ 5 (3, 1, 1, 0) \\ 5 (1, 2, 2, 0) \\ 5 (2, 2, 1, 0) \end{array} \right.$	2 4 6 3 5	
	生男+生女	$\left\{ \begin{array}{l} 5 (3, 2, 0, 0) \\ 5 (4, 1, 0, 0) \\ 5 (1, 4, 0, 0) \\ 5 (2, 3, 0, 0) \end{array} \right.$	7 7 1 2	
	生男+老+非	$\left\{ \begin{array}{l} 5 (2, 0, 2, 1) \\ 5 (4, 0, 1, 0) \\ 5 (3, 0, 2, 0) \end{array} \right.$	1 1 1	
	生男+生女+非	$\left\{ \begin{array}{l} 5 (1, 1, 0, 3) \\ 5 (1, 3, 0, 1) \\ 5 (1, 2, 0, 2) \\ 5 (2, 1, 0, 2) \\ 5 (3, 1, 0, 1) \end{array} \right.$	9 1 9 1 2	
	6 人家族	生男+生女+老+非	$\left\{ \begin{array}{l} 5 (1, 1, 1, 2) \\ 5 (1, 2, 1, 1) \\ 5 (1, 1, 2, 1) \\ 5 (2, 1, 1, 1) \end{array} \right.$	4 6 1 2
		生男+生女+老	$\left\{ \begin{array}{l} 6 (3, 2, 1, 0) \\ 6 (2, 2, 2, 0) \\ 6 (1, 3, 2, 0) \\ 6 (4, 1, 1, 0) \\ 6 (2, 3, 1, 0) \\ 6 (3, 1, 2, 0) \end{array} \right.$	3 3 1 1 1 1
		生男+老	$\left\{ \begin{array}{l} 6 (4, 0, 2, 0) \\ 6 (4, 2, 0, 0) \\ 6 (3, 3, 0, 0) \\ 6 (3, 2, 0, 1) \end{array} \right.$	1 5 2 3
		生男+生女+非	$\left\{ \begin{array}{l} 6 (1, 3, 0, 2) \\ 6 (1, 1, 0, 4) \\ 6 (4, 1, 0, 1) \\ 7 (2, 1, 0, 3) \end{array} \right.$	2 2 2 2

第 9 表 世帯主の年齢の高まりに応ずる家族型と世帯数分布

(パートが主たる) (パートが)
稼得者の場合 (世帯員の場合)

	家族の型	実数	%	実数	%
A	男子25才以前で独身	46	16.5		
A'	男子26才~59才で独身	89	23.0		
B	男子26才~29才で結婚(子供無し)	14	3.6		
B'	Bの家族に弟妹の同居			1	1.5
C	父+母+非で非のすべてが小学校入学以前	(1) 27	7.0		
C'	Cの家族に弟妹の同居	2	0.5		
D	父+母+非で非が小学校入学後から満15才 (又は長子高校在学中)	(2) 55	14.2		
E	父+母+生男+生女 (生男 15才~25才 生女 15才~21才)	(6) 29	7.5	(10)46	27.8
F'	父+母+生母+生女 (父 60才未満 生男 26才~29才 生女 22才~24才)	(1) 9	2.4	(6) 30	18.1
F'	父+母+生男+生女 (父 60才未満 生男 30才以上 生女 25才以上)	(2) 5	1.3	(4) 16	9.7
F ₁ '	父+母+生男+生女 (父 60才以上 生男 26才~29才 生女 22才~24才)	(3) 8	2.6	(5) 17	10.3
F ₁ '	父+母+生男+生女 (父 60才以上 生男 30才以上 生女 25才以上)	(10) 14	3.6	(17)37	23.6
G	父+母のみ(父 60才以上)	(1) 4	1.5		
G ₁	父+母+男+妻+非 (非が15才に達したもののG ₂)	(14)17	4.5		
G ₂	父+母+男+妻+弟+妹	(4) 6	1.6		7.2
G ₃	父+母+長男+妻+子+弟+妹	(1) 6	0.2	(2) 3	1.8
G ₄	老+父+母+男+妻+弟+妹	(1) 1		(1) 1	0.5
H	父+母のみ(父30才~59才)	41	10.5		
H'	Hに弟、妹の同居			1	0.5
合計		385	100.0	166	100.0

備 考 ※ 385+166=551ケースのみ、グラフに記入す

考 ※ () 内は父、母、長男、妻のいずれかの欠損をあらわす

[例] 27ケースの1ケース欠損

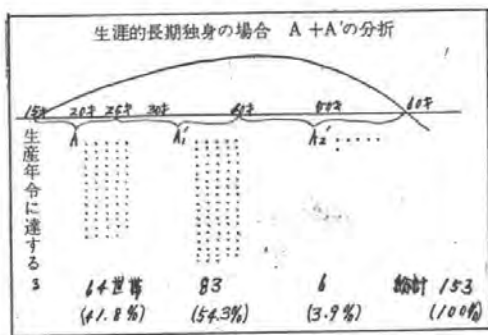
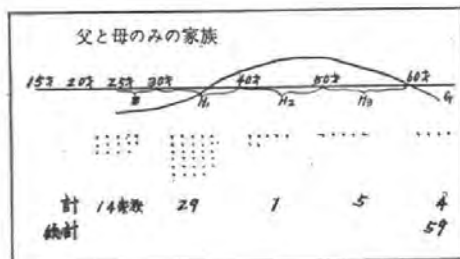
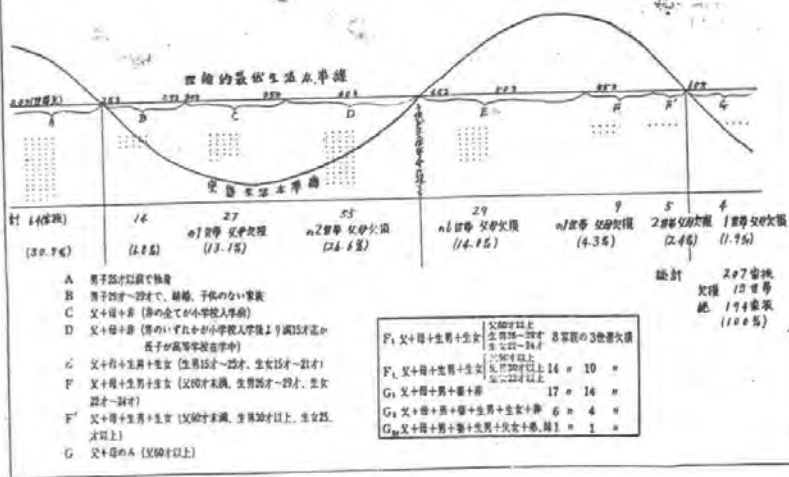
A' と H を更に分析すると

〔備考〕

1. A' 26才～59才独身 89人
(A₁ 26才～39才 83人)
(A₂ 40才～59才 6人)
2. H. 父+母のみ 41家族
(H₁ 30才～39才 29人)
(H₂ 40才～49才 7人)
(H₃ 50才～60才 5人)

イトを世帯主である時と、そうでない時に分けて観察した。これをあわせて図に表現して見よう。この図は、周知のように B・S ラウントリーの家族周期と生活周期に合わせて、分析したものである。波型は生活水準の上下、平行軸は、最低生活水準を示す。

パート・タイマーが生たる持得者の場合の家族構成分布と理論的に考えられた生活周期との割合 (A-Hの類型は第二表参照)



この表及び図によれば、パート・タイマーは、知識層がその家族構成において、子供のいづれかが小学校に入学し、まだ卒業していない、生活において最も重大な時に転落し流入することが多いことがわかる。なお、三十才以上まで結婚をおくらせている場合及び子供のいない（又は生まない）世帯も多いことがわかる。これらはそれ自体、正常な生活周期を通らない、その意味で貧困な世帯であることは明らかである。

いま、それぞれの家族型から、一二ケースずつケース・レコードをとり、かゝけておこう。それはつぎのようである。

本人二十二才、第一商業高等学校を卒業後、仕事のかたわら慶応大学法学部の通信教育を受ける。昭和三十二年十月より明治生命保険相互株式会社に一般事務で雇われて、主に伝票の整理などをする、サラリー一、二〇〇〇円。臨時であるため六ヶ月後に解職される。その後平和相互銀行に伝票整理として二ヶ月間臨時として雇われる。月収入一、五〇〇〇円。その後、東京銀行の銀座支店にて伝票整理の仕事をする。ずつとパート採用であるが来春五月より慶応大学部編入決定につき、このまま、パート・タイムの仕事をつづけるつもりである。

本人二十二才、妹二〇才と共に東大久保のアパートに住んでいる。妹もある会社の事務員である、甲府商業高等学校商業科を卒業後、神田の生地問屋牛田株式会社で販売及び配達をする、月収入八、〇〇〇円。一年と九ヶ月つとめたのちに、自己の都合により、退職をする。その後五ヶ月間、パートの仕事をしていて、三十三年六月より東京吉村株式会社に常用就職をする。仕事は裝飾材料の販売及び配達を行っていたが、うまくいかず、自己退職をする、そして現在に至る。一般事務の常用就職を希望している。

A'のカード

三十一才、旧東北実業高校商業科を卒業後、東京陸軍技術養成所の兵器工業で四年間、養成を受けたが、終戦のために閉鎖され、昭和二十一年十月西巣鴨にある大原商事につとめる。貴金属及び衣服の販売をしていた。三年の後小西六写真工業株式会社にカメラ組立及び、検査工として雇われ二十六年七月迄働いたが、人員整理のために退職となる、その後職を臨時の様な形で転

々と変えたが、昭和二十九年九月に極東空軍基地司令部に食事付き一二、〇〇〇円のサラリーで将校食堂のサーヴィス係として雇われる。昭和三十二年六月に人員整理が行われ現在の状態にある。

本人二十九才、二十六才の妻と叔父宅で間借り生活を営んでいる。

中央商科短大を一年と十ヶ月で途中で退学し昭和十八年四月に福岡県古河鉱業株式会社尾尾鉱業所の測量課に於いて製図測量をしていた。手取り月給一万一千円程であつたけれど会社の企業不振のために賃金の遅配になるので、二十七年二月に会社をやめる。その後しばらく家業の手伝いをしていたが、三十一年四月より臨時として大分市役所に採用された。三ヶ月間住民登録表を記入する仕事などをしてきた。昭和三十一年八月に中小路電気株式会社（大分県）に一般事務として入つた。営業をしながら売上、買掛の帳簿の記入及び決算も一通り行つた。昭和三十三年六月にこの会社をやめて上京し、叔父宅に世話になる。上京後、常用就職を希望しているが、職がないために、現在、パート・タイム課でお世話になつている。

三十六才の妻と二才になる長女と三人で中野のアパートに暮らしている。

四十八才、昭和七年明治大学商科の本科を卒業して、その四月より満州関東局につとめる。昭和十二年六月迄、四年と三ヶ月間、大連・奉天・新京と勤務し、月給二百十円也、仕事は主に、専売・官庁経理、その他一般事務、昭和十二年の七月より、満州国經濟部につとめる。税務予算・人事行政の仕事をして、月給四百五十円、十六年五月迄、この仕事をして、その後終戦の年昭和二十年八月迄、大連にある満州化学工業株式会社につとめる。その間、月給八百円。終戦のため引き揚げをよきなくされる。翌年の二十一年、敗戦の母国の姿を見る。

昭和二十二年運よく、厚生省につとめることが出来た。九級四号、予算の編成及び庶務関係の仕事をして、敗戦のどさくさではあつたが何とか生計を立てることが出来た。この年結婚す。昭和二十七年六月迄、四年と二ヶ月間つとめ、二十七年七月より友人のすすめで、新宿にある日本勤業保全株式会社（同破産管財事務所）に約三万円の月給で雇われる。仕事内容はやはり今迄と同じく経理及び庶務関係の仕事にあつたが、昭和三十年五月業務縮少のために解雇された。それいらい常に常備就職を希望し

てきたがいまだ仕事が無い、ほとんど臨時雇であるためパート・タイマーとして働いているが、常備を希望してやまない。

本人五十八才、扶養家族七名、妻四十三才、長男十八才、次男十六才で高校定時制、三男十五才、長女十二才、二女十才、四男八才で小・中学校在学中。中央商業高等学校の商業科を卒業後、神田一つ橋の日本児童教育振興会に一般事務としてつとめ庶務関係の仕事をする。大正六年の五月より昭和十九年の九月迄、二十七年間と四ヶ月つとめたが、戦争のためにやめる事をよぎなくされる。終戦後昭和二十二年二月より京浜貿易デパート（横浜市伊勢崎町）に警備員としてつとめていたが、昭和二十九年十二月の火災により、営業中止の為に失職する。それ以来、常用を希望しているが、年令的に雇用してくれないためにパート・タイムの仕事をするのはか道はない。妻はミシンをふみ内職をしている。これだけでなんとか生計を立てなければならぬ。

本人四十六才、妻四十二才、長女十八才、三女十四才（中学三年）、長男十一才（小学校四年）、五人家族。

旧制立教中学を卒業後昭和七年四月より、日立製作所亀有工場に就職する。当時月給四十八円、仕事は試験課に於て製品の能力をデーターする。昭和十五年四月より大日本機械株式会社青戸工場に入る。部品の註文管理及び倉庫事務を行う、昭和二十年八月終戦の時とさくさにやめて、昭和二十三年二月より兄の経営する小張商店に入り、店員の監督及び営業事務をひきうけ、支配人として働いていたが、昭和二十八年二月に兄のところをやめて葛飾区本田町に店を持つ。ネクタイ及び洋傘の卸業を営む、最初は順調に進んだが、三十三年十月に営業不振のために店をしめることをよぎなくされた。そのため常備就職を求めたがなかなか仕事がなく、パート・タイム課にお世話になつてゐる。この様な状態では家族五人で生計を営むことは不可能であるので近くの町工場に、工員として、妻と長女が働きに出てどうか生計を立てているが妻が働いているために子供達に目がとかない。

本人四十六才、妻四十才、長女二十二才、長男二十才、専門学校検定に合格する。政治大学卒業。

昭和十八年七月、本郷元町にある東京労務設国会につとめる。昭和二十年十二月より都庁の民生勤労部につとめ、昭和二十三年四月より特別調達庁につとめ、駐留軍労務者厚生を対象とする仕事につく、昭和二十七年三月に病氣療養のために退職する。長

男が会社につとめており、妻が内職をしている。

本人六十二才、妻五十六才、三男二十五才、四男十六才。

関西商工学校・機械科を卒業して大正七年十二月に東京汽車製造株式会社に入社、企画に入る。当時月給一五〇円、十四年と九ヶ月後、昭和八年九月に大連にわたり大連機械製作所に通産事務官として検査の仕事をする。昭和十年四月に大連船渠鉄工株式会社につとめる。敗戦を大連でむかえて二十一年六月に引揚げ船にて故国に帰り、二十四年三月より通産省工業技術院会計課に入り昭和三十年一月停年にて退職をする。長男は別に一家を営んでおり、次男は仕事の関係で別居している。三男が早稲田大学第二法学部在学中であり四男が戸山高校に在学中である。恩給で生活している。

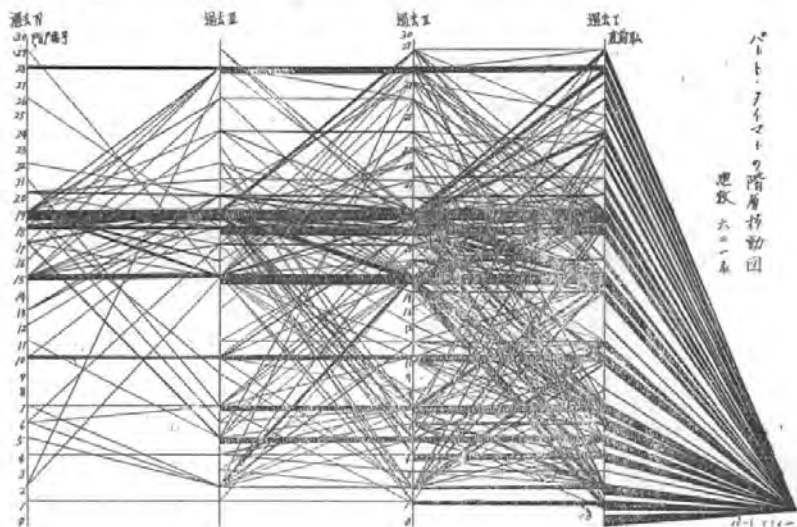
本人六十九才、妻六十二才。

小学校卒業、明治四十一年三月、京城にある朝鮮總督府に通信吏員としてつとめる。郵便電信局長、郵便局長をして、三十四年と三ヶ月間、昭和十七年六月迄つとめる。当時本加俸職手当二五〇円、賞与一五〇円、十七年の七月より朝鮮放送協会に事業課長としてむかえられる。経理部長、放送局長をつとめる。昭和二十年十月終戦のために帰国する、里に帰り仙台石巻合作社を經營する。海産物の仲介の仕事をする。昭和三十三年五月長男にゆずる、妻と二人昭和三十三年八月に現住所（大田区馬込町）に移る。老後、暇なので時々パートの仕事をしている。ペン及び毛筆筆耕の仕事のみを暇を利用して気楽に過している状態である。

三、階層間移動及び転落の経路

第二章にのべた社会階層のどの社会階層から、どのような経路を経てパート・タイマーになつたかがここでの問題である。まず全体の階層移動の経路を見よう。移動の回数にしたがつて過去ⅠⅣまでとなつていてそれ以上は省いた。

第 22 表 ここて用いた社会階層の区分パート・タイマーの過去の諸階層



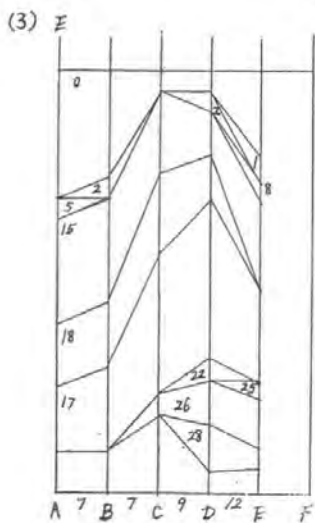
- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 30 工業経営者 | 15 下層事務員 |
| 29 商業経営者 | 14 道路運輸従業者 |
| 28 役付俸給被用者 | 13 鉄道関係及び船舶関係従業者 |
| 27 自由業 | 12 通信業従業者 |
| 26 小工業主 | 11 印刷関係工員 |
| 25 飲食店々主 | 10 労働者上 |
| 24 一般物品販売小売店主 | 9 建築関係職人 |
| 23 食糧販売小売店主及び米、酒、呉服類販売小売店主 | 8 建築関係以外職人 |
| 22 農 業 | 7 集金外交人 |
| 21 教 師 | 6 一般商店々員 |
| 20 技 術 者 | 5 労働者下 |
| 19 一般俸給被用者 | 4 飲食店々員、及びサービス業従業者 |
| 18 公 務 員 | 3 行商露店商 |
| 17 旧日本軍関係 | 2 単純労働者 |
| 16 報道関係従業者 | 1 パート・タイマー |
| | 0 無 職 |

備 考 〔都市に於ける貧困の分布と形成に関する一資料を参照して、パート・タイマーの登録カードの職業の記入より分類する。男子のみ某職業安定所使用カード〕
 ※旧日本軍関係は階層間移動の際、特殊なものとして存在するため1階層として分類

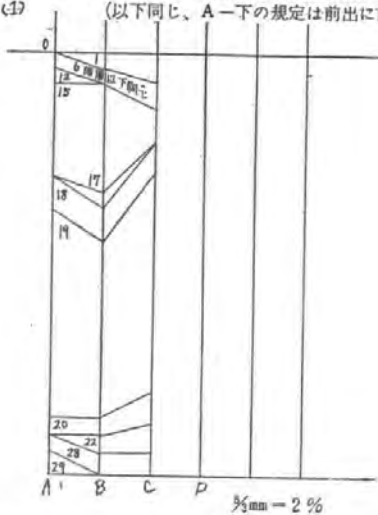
この図によれば、最大のルートは、19及び15の一般俸給生活者及び15下層事務員であることが分る。これが主流をなし他にいくつかの支流がある。それは、28役付俸給生活者、18公務員、10労働者上、7集金外交人、6店員、5労働者下、4飲食店員、2単純労働者である。7以下のものは貧困な社会階層として一括し得るとするならこゝでは同じ流れの中に流動し合つてゐる。それ以上の階層では、本流と支流の間に交流がある。移動回数が多くなると、一般俸給生活者は役付のそれへと上昇しているものもある。それは年輩者なのであろう。それから一挙的にパートに流入する。一般俸給生活者と下層の間には相互交流がある。そして、この二つの流出口は、小売販売店食糧品小売店等の自営業から、集金外交人、商店々員、単純労働者等に至り、そこからパートに流入する。一部は一般労働者になるものもあるが、多くは上述のような流過関係の下層職業である。そこから直ちにパートに転落するのである。この関係を量として表わして見よう。この場合、異型家族構成別にとる。それをCとF型（前出）により、各段階別にその大きさを世帯数比率でとる。するとつぎのようになる。

家族構成別階層移動

現在Cの段階の家族の移動 注、巾は世帯数比率で算出
(以下同じ、A一下の規定は前出に同じ)

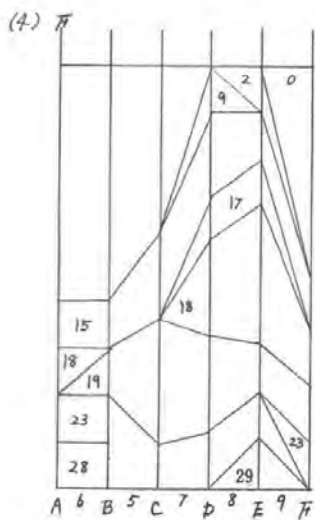


88

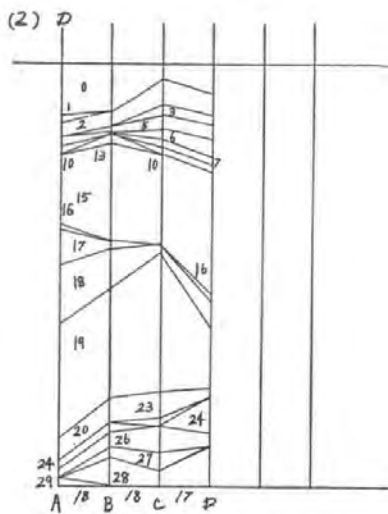


1mm = 2%

86



89

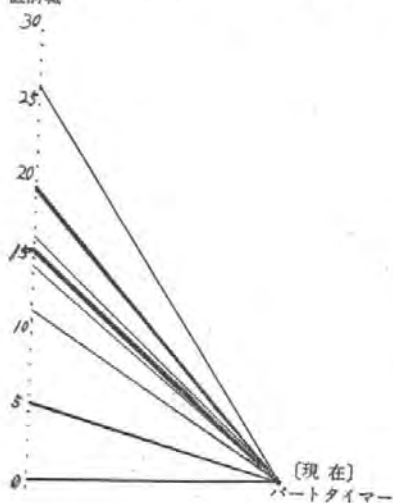


87

[パートが主たる稼得者である場合]

B 男女26才~29才で結婚して子供のない家族

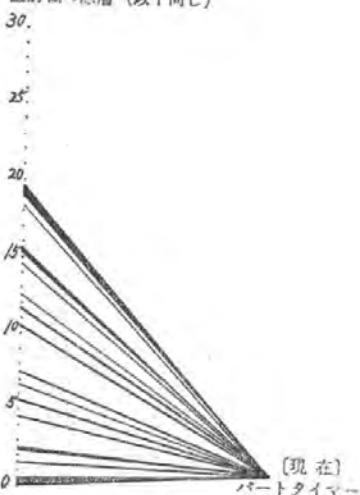
直前職



[パートが主たる稼得者である場合]

A 男子25才以前で独身の者

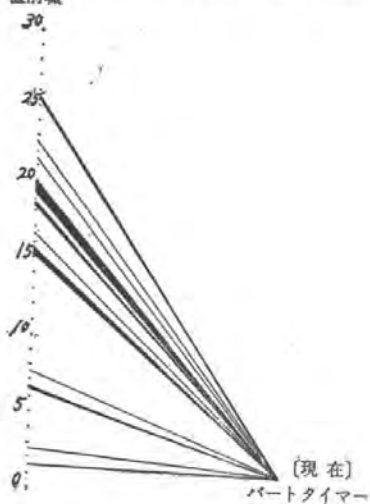
直前職の階層 (以下同じ)



[パートが主たる稼得者である場合]

C 父+母+非で非の全てが小学校入学前

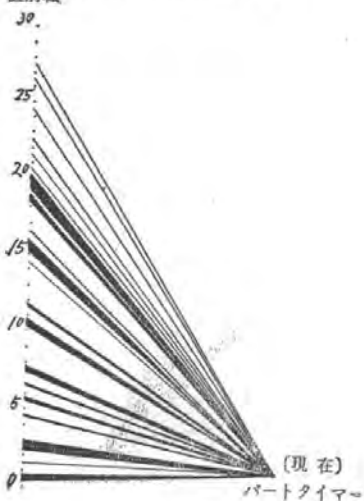
直前職



[パートが主たる稼得者である場合]

A' 男子25才~59才で独身の者

直前職



[パートタイマーが主たる稼得者である場合]

$\overline{F} + \overline{F}'$ F 父+母+生男(生女)父

直前職

30.

25.

20.

15.

10.

5.

0.

F'

父60才未満
生男26才~29才
生女22才~24才

父60才未満
生男30才以上
生女25才

[現在]

パートタイマー

[パートが主たる稼得者である場合]

D

父+母+非で非が小学校入学後から満15才
(中学卒)迄か長子が高等学校在学中の場合
(定時制高校除く)

直前職

30.

25.

20.

15.

10.

5.

0.

[現在]

パートタイマー

[パートタイマーが主たる稼得者である場合]

$\overline{F} + \overline{F}'$ F' 父+母+生男(生女)

30.

25.

20.

15.

10.

5.

0.

F'

父60才以上
生男26才~29才
生女22才~24才

父60才以上
生男30才
生女

[現在]

パートタイマー

[パートタイマーが主たる稼得者である場合]

F 父+母+生産年齢男子(女子)

直前職

30.

25.

20.

15.

10.

5.

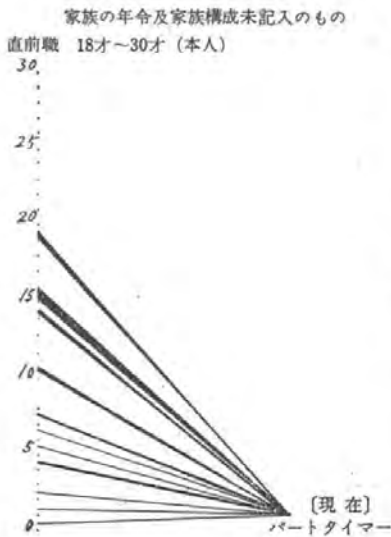
0.

[現在]

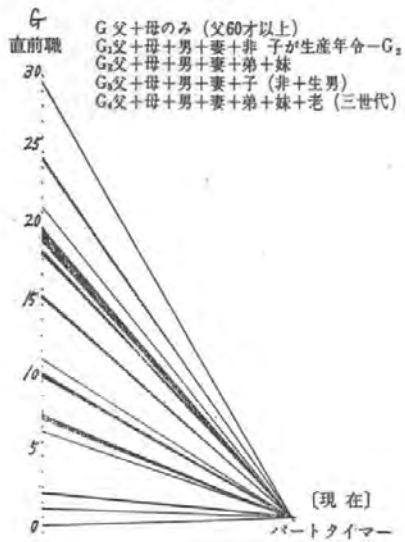
パートタイマー

生男 15才~25才
生女 15才~21才
父 60才未満才

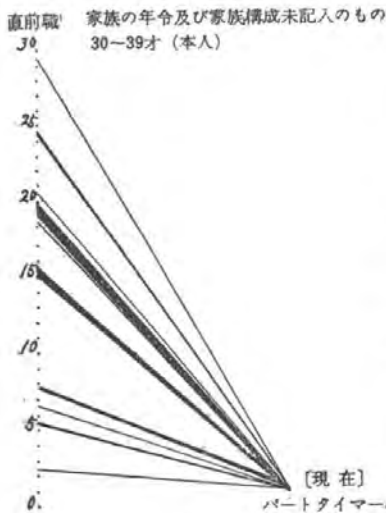
〔パートが主たる稼得者である場合〕



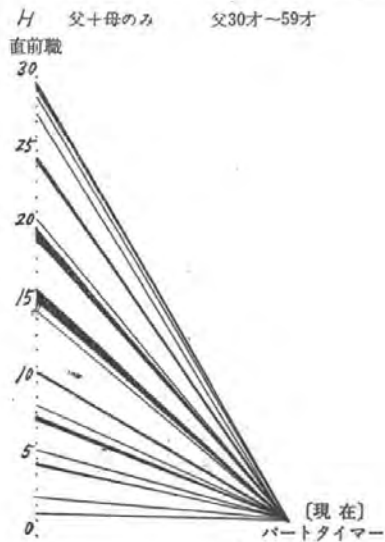
〔パートタイマーが主たる稼得者である場合〕



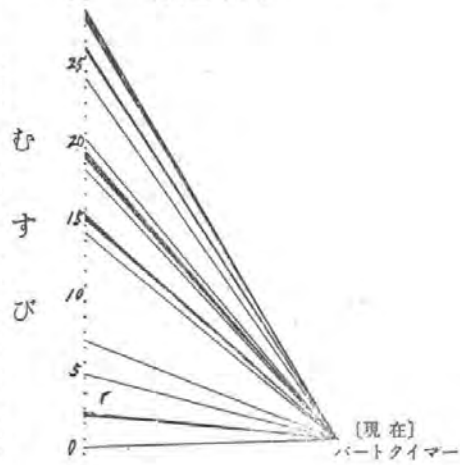
〔パートが主たる稼得者である場合〕



〔パートタイマーが主たる稼得者である場合〕



(パートが主たる稼得者の場合)
直前職 家族年令及家族構成未記入のもの
40才以上 (本人)



ラウントリーは次のようにのべている (Poverty and Progress 1936)

「貧困に生活している人の種々なるグループを検討するとき、我々は貧困に苦しむ人に対して、その貧困のもつ意味の像を一つだけ描いて済ます事がいかに出来ぬ相談であるかを知る」と。

この文章は千金の重みを持つている。我々はこの言葉をみちびきとして、貧困の科学的解明をしたいと思う。私達は以上のささやかな研究から、この言葉の日本における一部の回答をみちびき出した積りであるが、なお研究の全体からすればその中間報告の段階に当るにすぎぬものである。なお政策に対する関連については、別に用意をもつが、我々の研究のメトードとして、それは別の研究課題に属するのである。

後記 この研究のための素材の蒐集・整理・計析の歴大にして繁雑な仕事は、すべて今橋・井上両氏の大変な努力に負うものである。それは学業のかたわら続けられたので、大部な材料がまだ未整理のまま残されており、既整理のものも整理のゆきとどかぬ部分が多いと思う。今後の補充を期している。本論文の文責はすべて江口にある。